

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告では、人事行政の根幹である人事管理における諸課題について調査・研究し、将来を見据えた取組の方向性について言及しました。コロナ禍における人事管理、アフターコロナの新常態を見据えた多様な働き方の検討、優秀で多様な人材の確保・育成、時間外勤務の上制限を踏まえた労務管理、人事評価の正しい運用による公正性の確保などを述べましたが、全ての職員がやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したところです。

給与に関しては、民間の支給割合との均衡を図るために特別給を引き下げるとともに、本県の状況等を踏まえ住居手当を見直すよう勧告しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により企業活動に大きな影響が出ている中、職種別民間給与実態調査に対してご理解とご協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、雇用経済情勢に大きな影響を与え、労働職場環境も大きな影響を受けています。

職員におかれては、県民の安全・安心を確保するため日々職務に尽力されていることに深く敬意を表するところですが、民間の状況等を十分に認識され、引き続き、使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を完全に実施されるよう要請します。

県民の皆様におかれましては、地方公務員法に基づく人事委員会の役割や給与勧告制度の意義について、深いご理解をいただきたいと思います。

令和2年11月9日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子